

所有者の皆様へお願い

「津波等一時避難場所」指定へのご協力をお願い

東日本大震災では、大きな津波により、多くの方の尊い人命が失われました。

尼崎市にも、東南海・南海地震が起こったときには、最大で4mの大きな津波が押し寄せてくる可能性があることが、兵庫県の想定津波高で示されています。

そこで、尼崎市では津波対策として、素早く安全な場所に避難していただくため、「津波等一時避難場所」の指定拡大を進めてきており、商業施設、民間マンションなどにも協力をお願いし、「津波等一時避難場所」として、令和5年4月現在367ヶ所を指定しています。

あなた様のご所有の建築物が、下記の「津波等一時避難場所」の指定基準に合致する場合は、ぜひ「津波等一時避難場所」として指定させていただき、廊下や屋上等の共用部分を一時避難スペースとしてご提供いただきたくお願い申し上げます。

「津波等一時避難場所」の指定基準

- 1 昭和56年に施行された新耐震基準を満たしている建物
- 2 鉄筋コンクリート造りの建物
- 3 3階建て以上の建物
- 4 24時間の受入れが可能
- 5 避難者を一時的に受け入れられる廊下、屋上等の共用スペースがある

趣旨をご理解いただき、ご協力いただける場合、またご不明な点がございましたら、災害対策課までご連絡ください。詳しいご説明をさせていただきます。

尼崎市 災害対策課（市役所 中館 8階）

電話 6489-6165

ファックス 6489-6166

電子メール ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp

尊い人命を守るため、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

